第９章　歴史文化資源の保存・活用の推進体制

１．市の体制

本計画で定める歴史文化資源の保存・活用に関する措置は、瀬戸内市文化観光部文化観光課を中心として、庁内の関係部局と連携して進めます。また、一般社団法人瀬戸内市観光協会等の観光関連団体や地域の文化財保存管理団体のほか、文化財保存活用支援団体、岡山県立博物館等の研究機関等、他機関との連携を強固なものにしていきます。さらに、措置の実施にあたっては、瀬戸内市文化財保護審議会をはじめ関係審議会等にも意見を求める等、外部有識者とも連携を図ります。

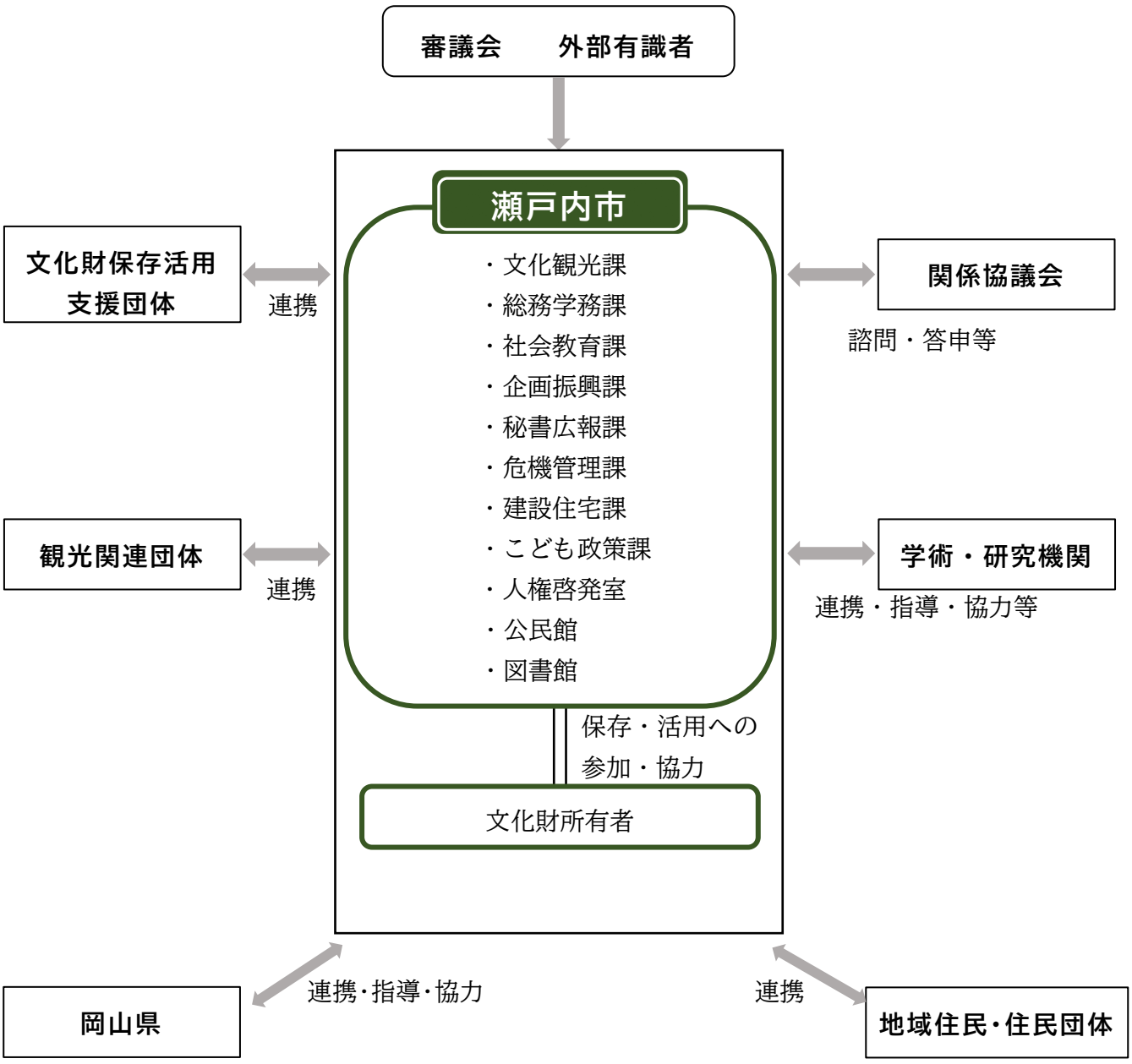

(１)瀬戸内市

瀬戸内市では、歴史文化資源を活かした様々な施策について情報を共有し、関連部局間の連携を密にした取組を進めていきます。

◇文化観光課(文化財の保存・活用、観光推進に関すること)
◇総務学務課(学校教育に関すること)
◇社会教育課（社会教育に関すること）
◇企画振興課(空家活用、移住、まちづくりに関すること)
◇秘書広報課(地域の魅力発信に関すること)
◇危機管理課（防災・防犯に関すること）
◇建設住宅課(都市計画、景観に関すること)
◇こども政策課（こどもひろばの推進に関すること）
◇人権啓発室（ハンセン病療養所に関すること）
◇公民館（喜之助人形劇の伝承、公民館講座に関すること）
◇図書館（社会教育、図書館資料の収集、整理及び保存に関すること）

(２)文化財保存活用支援団体

瀬戸内市では、地域の宝である歴史文化資源を地域全体で保存・継承し、活用を図り、地域活性化に繋げるために、文化財保存活用支援団体を指定して取り組みを進めていきます。

この団体により、歴史文化資源の担い手育成や、歴史文化資源の専門家育成、観光資源の増加と市全体の活性化等が見込まれています。

(３)関係協議会

日本刀の保存や活用に関する協議会として、備前長船刀剣博物館協議会があります。備前長船刀剣博物館が、日本を代表する刀剣に特化した博物館として行う事業に対する諮問機関です。

◇備前長船刀剣博物館協議会

(４)観光関連団体

歴史文化資源の活用のため、観光・まちづくり関係団体との連携が必要です。瀬戸内市では、一般社団法人瀬戸内市観光協会が、行政と連携しながら、様々な観光事業を行っています。

◇一般社団法人　瀬戸内市観光協会

(５)学術・研究機関

本計画の推進にあたり、継続したさらなる歴史文化資源調査においては、市外の学術・研究機関との連携が必要不可欠です。県内の研究機関はもちろんのこと、様々な機会を通じて、県外の学術機関との繋がりを広げていくことが求められます。

◇岡山資料ネット
◇岡山理科大学
◇岡山大学
◇岡山短期大学

◇岡山県立大学
◇岡山県立博物館
◇岡山県立美術館
◇岡山県立記録資料館
◇独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所
◇NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

(６)審議会・外部有識者

本計画に基づく措置事業の進捗報告や事業内容については、瀬戸内市文化財保護審議会に定期的に報告し、意見を求めるものとします。また、瀬戸内市太陽のまち創生有識者会議にも、必要に応じて意見を求めることにより、外部有識者の意見等を取り込むこととします。

◇瀬戸内市文化財保護審議会
◇瀬戸内市太陽のまち創生有識者会議

(７)住民団体

市内でそれぞれ活動している、歴史文化資源の研究・保護・活用団体と行政が協働することにより、持続的に歴史文化資源を保存・継承し、次世代の担い手を育成できるようにします。

(例)瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業取り組み団体

◇長船歴史研究会
◇磯上歴史文化研究会
◇前島グリーンアイランド体験交流協議会
◇宇喜多家と砥石城を語る会
◇裳掛地区コミュニティ協議会

２．体制整備の課題・方針

瀬戸内市は、豊富な歴史文化資源を有していますが、歴史文化資源に対する専門知見を持った職員が少ないのが現状です。このことが、地域の歴史文化資源の現状把握や研究、普及啓発活動が不十分であることに繋がっているとも言えます。今後、歴史文化資源の専門職員を増加配置していくことが望ましいですが、それまでの間、本計画を推進していくためには、文化財保存活用支援団体や、外部の学術・研究機関、岡山県との連携をより強固なものとし、一般行政職員であったとしても、必要なアドバイスを外部から得られる体制を作っていく必要があります。

また、庁内関係部局の体制については、令和２年（2020）度の機構改革により、文化財の保護に関する業務が、教育委員会から市長部局(文化観光部文化観光課)に移管されました。今後は、文化観光課の歴史文化資源担当職員が、専門的知識をもって、庁内の様々な部局で行われる歴史文化資源に関する事業を把握し、コーディネートしていくことが求められるとともに、他部局の関係者に少しでも歴史文化資源に対する理解を浸透させていく必要があります。

さらに、観光関連団体や、近隣市町とも連携を密にし、瀬戸内市の歴史文化資源をめぐる様々な魅力の発信や、案内板の設置やパンフレットの作成・配布といった来訪者への利便性の向上に関する事業を、ともに取り組む体制を継続していくことも必要です。

このため本市では６章で方針を 3-2「歴史文化資源を観光に活かすよう整備やコンテンツの開発を行います」、方針 4－3「市内外での調査・研究体制及び町内連携体制の充実に努めます」と定めました。

その方針に沿って、庁内の体制整備や文化財専門職員の配置と資質向上、歴史文化資源の魅力を発信する事業を行います。